

令和7年3月19日

熊本県国民健康保険団体連合会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を整備し、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

2 目標と取組内容・実施時期

目標1（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

計画期間中の男性の育児休業取得率を60%とし、平均取得日数を28日以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

令和7年4月～

●育児休業制度の周知

対象となった職員には制度の内容について周知し利用を促す。

また、制度変更の内容について、全体に周知を行う。

●育児休業復帰支援プランの作成

各課で復帰支援プランを作成し、休暇取得職員及び課内全体で共有する。

目標2（次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく目標）

①フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの時間外及び休日勤務時間の合計時間数を10時間未満とする。

②月45時間以上の長時間労働を行う職員数をゼロとする。

〈実施時期・取組内容〉

令和7年4月～

●ノー残業デーの設定

各課において、業務の実態に応じたノー残業デーを設定する。

●情報の共有等

管理職は、定期的な会議等において全課の残業状況を情報共有し把握する。

また、特定の職員に長時間労働が集中しないよう、業務の平準化や持ち分の見直しを行う。

●時差出勤の利用促進

夜間の会議出席などにおいて勤務時間の変更で対応できる場合は、積極的に時

差出勤の制度を活用する。

目標 3（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

年次有給休暇の取得日数を 1 人につき年間 10 日以上とする。
（年次有給休暇付与日数（繰越日数を除く。）が 15 日以上の者に限る。）

〈実施時期・取組内容〉

令和 7 年 4 月～

●情報の共有

管理職は、定期的な会議等において、全課の取得状況を情報共有し把握する。

●取得の促進

管理職は、定期的に休暇取得を促進するよう働きかける。